

賦課方式の統一について

令和7年度第2回
千葉県国民健康保険連携会議
資料2

保険料水準の統一をするためには、各市町村の国保料（税）の賦課方式の差によって、各市町村の標準保険料率に差が出ないように、各市町村の保険料（税）の賦課方式を統一する必要がある。

作業部会やワーキンググループにおいて、県内の国保被保険者の世帯構成の状況を踏まえ、保険料水準の統一後の国保料（税）の賦課方式を **2方式** とすることについて協議を進めてきた。

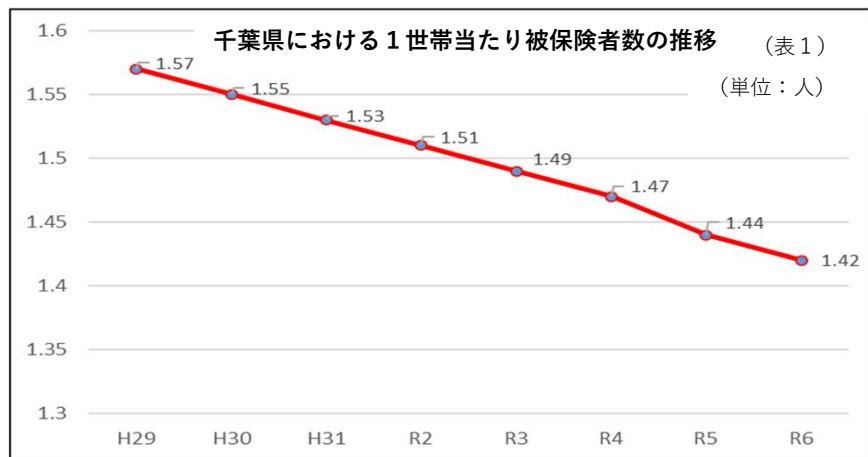
今後、保険料水準の統一に向けて賦課方式を **2方式** に統一することについて、県内54市町村に意見を伺いながら合意形成を図ってまいりたい。

区分	2方式（所得割・均等割）とする理由
医療分	平等割は、被保険者数の多い世帯の負担が過重となることを緩和する目的で設けられているものだが、千葉県における国保加入者1世帯当たりの被保険者数は減少傾向にあり、近年では約7割が単身世帯となっている。 また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によれば、日本全体においても世帯人員は今後も減少傾向が続くことが予測されており、平等割を設ける意義が薄れてきているため。
後期高齢者 支援金分	後期高齢者医療制度の保険料は被保険者一人ひとりに2方式で賦課されていることから、医療分と同様に2方式で賦課することが適切と考えられるため。
介護分	介護分は、40歳以上65歳未満の国保被保険者（介護保険第2号被保険者）が限定的に対象となり、世帯への賦課となる平等割はなじまないため。
子ども・子育て 支援金分	18歳以下の国保被保険者の均等割が全額軽減されることを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対して賦課される平等割はなじまないため。

現状の整理

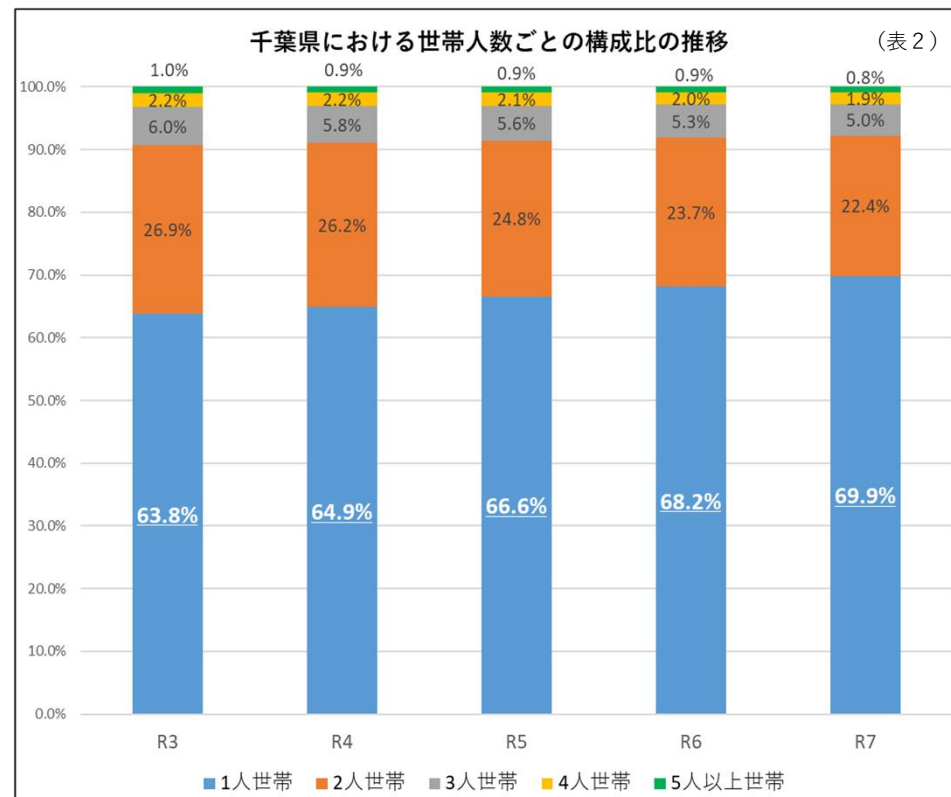
表 1：国保事業年報により保険指導課で作成

表 2：令和 7 年 6 月実施 保険料水準の統一に向けた実態調査結果



県内の国保世帯における単身世帯の割合は過去 5 年間で増加しており、令和 7 年度調査時点では約 7 割である。

県内の 1 世帯当たりの被保険者数は減少しており、令和 6 年度時点では1.42人となっている。



単身世帯の増加により平等割を設ける意義が薄れてきている現状を踏まえ、2 方式を選択することが望ましいと考える。

激変緩和及び多人数世帯への配慮について

(令和 7 年度時点)

市町村の賦課方式の現状

医療分は、多くの市町村で 3 方式を採用しており、
2 方式とした場合の影響について配慮する必要がある。
令和 7 年度第 2 回作業部会での検討内容は下記のとおり。

区分	2 方式の団体 (所得割・均等割)	3 方式の団体 (所得割・均等割・平等割)
医療分	2	52
後期分	51	3
介護分	52	2

配慮項目（案）	検討内容
段階的な平等割の見直し	市町村が保険料を賦課する際、完全統一目標年度までの間に段階的に平等割を減らしていくことを検討する。
システム改修費の 県費による補助	賦課方式の変更のために必要となるシステム改修費を、全額県費で支出する。財源は県繰入金 2 号を使用する。数年かけて補助を行うことで、既存の項目へのポイント付与率は令和 7 年度までの水準を保ったまま補助を行う。 (※県全体改修見込額：341,344,000円)
多人数世帯の数に応じた県費による補助	県繰入金 2 号を用いて、2 方式に変更した市町村における多人数世帯の割合等に応じてポイントを付与することを検討する。ただし、完全統一後は個別の補助を行うことはできなくなる。
多人数世帯に対する均等割軽減	県としては、対象者が 18 歳以下までに拡大することが予想されている均等割軽減措置において、軽減割合についても拡大するよう要望を予定。

※令和 7 年 6 月実施 保険料水準の統一に向けた実態調査結果より